



『離婚時の厚生年金の分割制度について』

平成19年4月から離婚時の厚生年金の分割制度が実施されます。この分割制度の導入により離婚が増えるとの情報が流れており、不安と期待をもっておられる方々もおられると思いますので、この制度について説明致します。厚生年金と共済年金については離婚する夫婦の合意による年金の分割が平成19年4月から、合意がなく一方的に分割を請求できる制度が平成20年4月から施行されます。いずれも65歳以上の受給資格を満たしている者が対象です。

平成19年度ですと、年金の分割ができるのは、同年4月以降に成立した離婚で、施行日以前の婚姻期間の記録された厚生年金の保険料納付分を分割の対象とすることができます。この分割を社会保険庁にするためには、離婚当事者が協議してその按分割合を合意した公正証書等による書類が必要です。当事者の合意がまとまらない場合には家事審判等の裁判手続により按分割合を定めなければなりません。その割合の上限は50%です。離婚時に分割合意により分割を受けた当事者が、その分の支給を受けられるのは自分が年金受給のある老齢の達してからです。なお、当事者間で按分割合の合意あるいは裁判により按分割合が決まっても、請求する人の現住所を管轄する社会保険事務所に書類を用意して請求する必要があります。

平成20年4月からは、離婚した場合、相手方と合意せずとも、一方的に分割請求ができます。この場合自動的に2分の1を分割することになります。従って、平成20年4月以降の方が分割はしやすくなります。

また、この分割請求は正式に婚姻関係のあった者ばかりでなく、事実婚いわゆる内縁関係にあった場合でも可能です。

この制度施行後離婚を考えている人達が多いと言われていますが、実際に受けとれる保険料はわずかですので分割を受けた一方がそれで生活を維持する事は難しいと思います。従って、この実情がわかってくればこの制度に期待した離婚もおさまるようになるでしょう。また、この分割請求は、原則離婚をした時から2年以内にその請求をしなければなりません。

なお、あらかじめ分割の按分割合を決めるために必要な情報については、平成18年10月から当事者の一方が社会保険庁に対してその情報の提供を求めれば教えてくれます。